慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	林聖愛君学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2012
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.85, No.11 (2012. 11) ,p.142- 150
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特別記事
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20121128-0142

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

主査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員　博士（法学）　大石　裕
副査　慶應義塾大学法学部教授　法学研究科委員　博士（社会学）　澤井　敦
副査　慶應義塾大学文学部教授　社会学研究科委員　博士（社会学）　李　光鎬

林聖愛君学位請求論文審査報告

本論文の構成とテーマ

林聖愛君により提出された博士学位請求論文「中国政府の『民間外交』と中韓国交正常化（一九七八―一九九二年）―『民間外交』の展開とその要因分析を中心に」の構成は以下の通りである。

序　論
　第1節　問題の所在
　第2節　先行研究の検討
　第3節　分析の視角
　第4節　構成と資料
第1章　中国の対朝鮮半島政策における「二元構造」
　第1節　中国外交における「国家間外交」の重視
　第2節　北朝鮮との党際外交の強化、持続
　第3節　「平和共存五原則」の対韓外交への適用
第2章　「人道外交」の展開と非正式接触の開始
　―中国籍韓国人の里帰りを中心に

第1節　韓国の北方政策と対中関係改善の模索
第2節　鄧小平の復活と対韓政策の転換
第3節　中国の対韓接近と中韓「里帰り交流」の実現
第4節　非政府間交流の拡大とその意義
第3章　「スポーツ交流」の展開と公式交流の拡大
—中国のソウルアジア大会への参加を中心に
第1節　中国の対外開放方式の転換と対韓経済交流の促進
第2節　全斗煥政権の北方政策と「政経不可分」原則
第3節　「スポーツ交流」の公式化
第4節　「スポーツ交流」の拡大とその影響
第4章　「民間経済外交」の展開と外交チャンネルの構築
—北京・ソウル民間貿易代表部の相互設置を中心に
第1節　「沿海地区経済発展戦略」と中韓直接経済交流の開始
第2節　交渉レベルの格上げと交渉の中断
第3節　台湾外交攻勢の拡大と民間貿易事務所相互設置の合意
第5章　南北朝鮮の国連同時加盟と中韓国交正常化
第1節　南北朝鮮国連同時加盟への中国の支持
第2節　中韓国交正常化の樹立
第3節　中朝党際関係の維持
結　論

論文の概略

二〇一二年は日中国交正常化四〇周年であるが、一九九二年八月二四日に中国と韓国が国交を正常化させてから二〇周年でもある。現在では、日中韓三国協力の枠組みなどもあり、時代は大きく変わったが、今から二〇年前の中韓の急激な国交正常化は、冷戦の終結およびソ連の崩壊とともに時代の大きな流れを象徴する出来事であった。中国は一九八九年の天安門事件で民主化の潮流を強権で打ち消す方向に動いたが、冷戦終結やソ連崩壊に直面して、一九九二年には鄧小平が南巡講話で社会主義と市場経済の親和性を語り、後にその講話の内容が「社会主義市場経済」として定式化されることになった。これは中国が実質的に市場経済を全面的に容認したものであり、ここから海外の直接投資が急増し、その後の高度経済成長の時代が始まったのであった。中韓国交正常化は、中国がまさにこの段階へと向かう過程で実現した。

林聖愛君の研究は中韓国交正常化に関する中国側からの要因分析である。このテーマの研究はもちろん韓国や中国には複数あるが、日本語ではほとんどないに等しい。筆者によれば、本大学院法学研究科に学び博士学位を取得した李成日君の研究業績『中国の朝鮮半島政策—独立自主外交

と中韓国交正常化』（慶應義塾大学出版会、二〇一〇年）と、益尾佐知子論文「鄧小平期中国の対朝鮮半島外交―中国外交『ウェストファリア化』の過程」（『アジア研究』二〇〇二年七月）があるにすぎない。前者は中韓国交正常化に至る中国の対朝鮮半島政策を、対北朝鮮外交と対韓外交とのトレードオフ関係の中で描き出すところに、そして後者は中韓国交正常化にいたる中国の対朝鮮半島外交を「党際外交」から「国家間外交」への転換ととらえ、それを「ウェストファリア化」の始まりとするところにそれぞれ特徴がある。だが、林君のみるところ、中国の対北朝鮮外交と対韓国外交はトレードオフの関係にあったのでもなければ、中国の対朝鮮半島外交が単純に「党際外交」から「国家間外交」へと変容したわけでもないのである。林君は前記の先行研究はもちろんのこと、中国語、韓国語、英語、日本語で書かれた関連する研究にバランスよく目配りしつつ、それら四ヵ国語で記された一次資料を丹念に集めて、中国の複雑な対韓国外交の特質とその変化を浮かび上がらせている。

林君は、多くの先行研究が、中国の対韓外交の起源を一九八二年の「独立自主」の対外政策に求めることに否定的である。多くの先行研究は、中国が「独立自主」の外交を展開して以来、在外公館の外交官が韓国の外交官と接触することを容認するようになるなど、国益と国家主権を重視する外交へと転換したとの仮説に基づいている。しかし林君は、このとき北朝鮮という中国にとって最重要の同盟国が存在しており、全面的に「国家間外交」を展開することはできなかったという。そこで中国は、「国家間外交」よりも優位を占める「党際外交」を通じて北朝鮮との「唇歯の関係」を維持しながら、その間、対韓外交では将来的な「国家間外交」を意識しつつも「民間外交」を進めるという「二元外交」を展開させざるをえなかった。ここでいう「民間外交」とは、林君によれば、「形式上は政府機関でない民間機構あるいは民間団体を活用して行う外交活動」を指す。そして中国の対韓「民間外交」についていえば、一九七〇年代の朴正熙政権の時代から始まった韓国側の対中関係改善の呼びかけには否定的であったものが、一九七八年一二月には中国籍韓国人の里帰りを認めるなど、この頃から韓国に対して積極的な「民間外交」に転じ始めたという。

以上のような観点から、林聖愛君は一九七八年から一九九二年国交正常化までの中国の対韓外交における「民間外交」の水脈を三つの事例から丁寧に掘り起こすことで、中

韓国交正常化を新たな角度からとらえ直している。本論では、まず第1章で中国の対朝鮮半島政策における「二元外交」の生成と構造を詳細に検討したあと、第2章で中国籍韓国人の里帰りによる「人道外交」を論じ、第3章でソウルアジア大会に対する中国の「スポーツ外交」を解明し、第4章で民間貿易代表部の相互設置を通じた「民間経済外交」を跡づける。第5章ではこうしたさまざまな「民間外交」がいかにして最終的に国家間関係へと昇華していったかを論じ、最後に結論へと導いている。

各章の概要

第1章は本論文に通底する理論枠組みを説明している。筆者によれば、中国の対朝鮮半島政策には「二元構造」が存在している。それは朝鮮半島が朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）と大韓民国（韓国）という二つの国家に分断されていることにもよるが、一方への関係がもう一方との関係を傷つけることのないように、外交対応のレベルを変える必要に迫られるところから生じる。前述したように、林君によれば、一九七〇年代前半までの中国の朝鮮半島政策は実質的に北朝鮮のみを対象としてきたが、一九七〇年代後半、とりわけ一九七八年以後は韓国との将来的な国交正常化を意識してか「国家間外交」へと軸足を移動させ、北朝鮮とはより優位を占める階級主義政党同士の関係、つまり「党際外交」を軸足とする方向へと動いていったという。一九八二年に中国は「独立自主」外交政策の提起によってすべての国家に「平和共存五原則」の適用を試みるようになったが、北朝鮮とだけは指導者間の個人的関係を紐帯とする特殊な関係を維持・強化し続けた。その基礎にあったのが党際関係である。この間、韓国とは国家間関係を目指しつつもそれが表面的に実践できないために、前述したように「民間外交」の形を取ることになったというのである。

一九七八年一二月、それまで一切の接触を持たなかった中国と韓国は中国籍韓国人の里帰りを実現させた。第2章はそこにいたる中国側の背景を、韓国外交通商部の外交文書や関係者の回顧録などを駆使して解明している。一九七八年以来、鄧小平のもとで現代化路線に踏み出した中国にとって最大のテーマは経済発展であったが、その当時、経済の発展モデルとして韓国が注目されていた。しかし林君によれば、当時の中国にとって最も重要なモデルは日本であり韓国ではなかった。この点を考慮すると、中国と韓国の接触開始は経済が最重要の理由ではなかった。中国にとって当時の最大の外交課題はソ連による対中包囲網の突

破であったが、北朝鮮とソ連の関係は緊密化しつつあり、それに対する一定の牽制を北朝鮮に与える意味からも韓国との接近が必要になった。その場合、里帰りの実現を通じた「人道外交」であれば、北朝鮮に過度の刺激を与えなくてすむと中国側は考えた。つまり中国は、北朝鮮との関係を犠牲にして韓国との「民間外交」を実現したのではなかった。これが林君の立論である。

第3章は、一九八六年ソウルで開催されたアジア大会への中国の参加決定にいたる過程を扱っている。北朝鮮に配慮した中国は、ソウルで開催予定のアジア大会への参加にもともと前向きではなかった。それが大会直前の一九八六年六月にいたって急遽参加表明するにいたったのには重要な背景があった。一九八〇年代に入って中国の対外開放政策が進展したが、日本からの直接投資と技術移転が期待されたほどではなかったことから、成長著しい韓国経済に対する関心が高まった。とはいえ中国は北朝鮮に対する配慮から、経済交流の推進には外交関係の樹立が前提であるとする韓国の全斗煥政権の立場を受け入れることはできなかった。他方、ソ連に接近傾向を示す北朝鮮に対して、何らかのシグナルを送る必要もあった。そこで中国は韓国との「スポーツ交流」の拡大ならば問題がないと判断したのであった。林君の立論は、中国の対韓、対北朝鮮の両外交がトレードオフの関係でなく、両国へのバランスのうえに展開されたとする点に斬新性がある。

第4章は一九八〇年代後半以降、それまで韓国との直接的経済交流に消極的であった中国の態度に変化が生じ、一九九一年に北京とソウルに民間貿易代表部が相互に設置されるまでの経緯を扱っている。林君はなぜ中国側の姿勢が変化したのかという問題の解明にあたって、中韓両国の公式文書、回顧録に加え、中国側の外交関係者にインタビュー調査を行っている。中国は趙紫陽のもとで一九八八年、開放政策のさらなる前進を目指して「沿海地区経済発展戦略」を打ち出した。これに基づいて中国は韓国との交流も拡大したいところであったが、北朝鮮への配慮から山東省に限った形でそれを許可した。

だが当時台湾では、李登輝総統のもとで「弾性外交」と呼ばれる柔軟で積極的な外交が展開されていた。中国はそれを「二つの中国」を作り出す策略と判断し、それまでの山東省を通じた対韓経済交流の格上げによって、台湾と韓国の関係に楔を打ち込もうと図った。その結果、中国は一九九〇年一〇月北京における民間貿易代表部の設置に合意した。ちなみに貿易代表部のメンバーのほとんどが両国

の外交関係者で構成されていた。林君の見解では、台湾の「弾性外交」に打撃を与えようという意図こそが、中国側の態度変化の「核心的要因」であった。これが本章における林君の論旨である。

第5章は一九九〇年一〇月の貿易代表部の相互設置以降、一九九一年九月の南北朝鮮の国連同時加盟を経て一九九二年八月の国交正常化へと至る時期の中国の対韓外交を北朝鮮要因や台湾要因を織り交ぜながら跡づけている。中国は従来から台湾問題で「二つの中国」に強硬に反対してきたように、朝鮮半島に関しても「二つの朝鮮」に反対してきた。しかし一九九一年になるとこの二つの統一問題を分離する方向に歩み出し、国連同時加盟に抵抗する北朝鮮への説得を試みた。その効果もあって北朝鮮は同時加盟を承諾し、それが一九九一年九月に実現した。これにより台湾問題と朝鮮半島問題の分離に成功した中国は韓国との外交関係の正常化に踏み出した。以上のようにして、中国は北朝鮮との「党際外交」を維持しつつも、韓国との「民間外交」を「国家間外交」に転換させたが、中朝関係の力点はもはや従前のイデオロギー中心、伝統的友誼、対米対ソ戦略などから、朝鮮半島の平和安定の維持と影響力の確保へと移動していった。これが第5章における林君の論旨である。

最後の結論では、各章の議論を要約するとともに、「中国にとっては、対韓関係と対朝関係という二つの関係が、一方の犠牲において他方が成り立つような二律背反としては認識されていなかったのである」との文章で全体を締めくくっている。

評価

本研究に評価すべき点は多いが、次の三点に集約することができる。

第一に、本研究のテーマそれ自体とそこから導き出された結論の斬新性である。中韓国交正常化のプロセスに関しては、筆者も言うように、従来は両国の国内・国際状況の背景分析を中心に据えるものがほとんどであった。これに対して林聖愛君は中国側に分析の視点を置き、中国にとって重要な北朝鮮や台湾などのファクターを考慮しつつ、政府による「民間外交」が「国家間外交」へと昇華していく過程を丹念に跡づけている。中国にとっての対韓外交は対北朝鮮外交と表裏一体を成すものであり、従来はこの二つの外交をトレードオフの二律背反としてとらえる傾向が強かったのに対して、本研究は中国の韓朝両国に対する外交

はそのような関係になかったと主張している。林君の見解では、中国が韓国との「国家間外交」に踏み切った動機は、結局のところ北朝鮮の対ソ連傾斜の阻止と中朝関係の強化にあったのである。中国が対韓外交を政府主導の「民間外交」に抑制しなければならなかったのは、まさにこの点に理由があった。外交過程における民間の役割分析に関しては、日中国交正常化における日本側の財界や有識者などの動きに注目した優れた研究がいくつかある。本研究はこのような既存の研究の成果を取り入れつつ、朝鮮半島という特殊な分断国家に対する中国外交の複雑な二重構造の側面に迫っている。こうした部分に林君の研究のオリジナリティと面白さがあるといえよう。

第二に、本研究が中国と韓国との「民間外交」の展開を描くことを通じて、中国が北朝鮮の扱いに苦悩する姿を生き生きと浮かび上がらせていることである。北朝鮮は中国にとって歴史的には「唇歯の関係」にありながらも、韓国との間で突発的な事態を引き起こしかねない、またソ連にも傾斜しかねない、扱いにくい存在であり続けた。その御しにくい国家を一方で過度に刺激しないよう配慮しつつ、他方ではっきりとした警告を与えるために対韓「民間外交」という手段が採用されたというのが林君の見解であるが、中国が韓国との「人道外交」、「スポーツ外交」、「経済外交」などさまざまな接触の形態を利用しながら、北朝鮮にシグナルを送り続けていた様子が浮き彫りにされている。その意味で、本研究は中国と韓国の関係について論じながら、中国と北朝鮮の微妙で複雑な関係とその変化を論じたものとしても読むことができるのである。この点もまた本研究の価値を高めることに役立っている。

第三に、本研究における実証分析の手法と歴史考証力の高さである。林君は日本語、中国語はいうまでもなく、中国の朝鮮族であるために韓国語もネイティブであり、英語の読解能力も高い。林君はこの非凡な語学能力を駆使して、関連する先行研究を丁寧に読み解き、関連資料を幅広く集めそれらを読み込んでいる。とりわけ、公開されて間もない韓国の外交通商部外交史料館および国家記録院所蔵資料の広範な利用、また実際に中国との「民間外交」に携わった韓国側関係者へのインタビューが、本論文の実証性を高めることに役立っている。

もちろんいかなる研究もそうであるように、本研究にも今後の課題がいくつか残されている。これらの将来課題は、本研究が達成した大きな学術的価値をいささかも揺るがすわけではないが、以下に簡単に記すことで、今後の林聖愛

君の研究者としてのさらなる発展を期待したい。

第一に、林君が本研究の中で、「党際外交」、「国家間外交」、「民間外交」などの概念を整理・駆使したことは論文の展開を明確にするうえで評価できるが、このうちの中心概念である「民間外交」に関する定義づけとその内容については、いま一歩踏み込んだ検討が必要であるように思われる。「民間外交」に関しては組織的観点からの説明が概略的に行われているのみであり、それらが党や政府といかなる関係にあるのかについて、人員構成と組織的連携の態様を動態的に分析する中で解明する必要がある。もちろんそれは資料上の制約からして容易な課題ではない。しかしそこへの踏み込みがあれば、本研究は一層深みのあるものとなったであろう。

第二に、それとの関連で、政策決定にいたる最高指導部内の立場の相違や合意形成のプロセスに関する解明が求められる。当時の中国は最高実力者の鄧小平が存命で、なおかつ政策決定の最終局面においては彼の役割が絶対であった。にもかかわらず急激な変更をともなう、あるいは大きな譲歩をしてまでの新たな対外政策の策定に関しては抵抗も多かったはずであり、こうした党内の政策論議についての分析も必要である。とりわけ、一九七七年一一月を境にして中国指導部の主たる関心が政治から経済にシフトしたとの言明や、国交正常化直前に行われたとされる中国指導部内における中韓関係改善をめぐる「推進派」と「慎重派」との意見調整については、より具体的な裏づけがほしい。これも現在の中国側の資料状況からすれば容易な課題ではないが、林君の今後の研究の進展に期待したい。

第三に、本研究の中で、林君は中国の対韓外交が北朝鮮に対する配慮を前提としたものであったことをしばしば強調するが、であればこそ、もう少し北朝鮮の反応や対応について言及してもよかったのではないか。中国の対朝鮮半島が、筆者のいうように北か南かの二律背反でなかったことをより鮮明に浮き彫りにするためにも、この部分への踏み込みが必要であったように思われる。

以上のことから、審査員一同は、本論文が中韓国交正常化へいたる中国外交を新たな角度から分析したきわめて優れた学術研究であると判断し、ここで示された林聖愛君の業績が、博士学位（法学、慶應義塾大学）を授与するに値する学識を示した内容であると高く評価するものである。

二〇一二年九月二一日

主査　慶應義塾大学法学部教授　高橋　伸夫

副査　法学研究科委員　法学博士

副査　九州大学特任教授　法学博士　小此木政夫

慶應義塾大学名誉教授

防衛大学校長　法学博士　国分　良成

慶應義塾大学法学部客員教授